

## 平成29年度第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1 地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について 2 その他
日時	平成30年1月30日（火）15時00分から16時30分まで
場所	市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	平井委員、高橋委員、上原委員、名和田委員、水島委員 （欠席委員）大塚委員、三輪委員 （事務局）市民自治推進課 富田課長、永倉課長補佐、 小松担当主査、竹井担当主査、窪田副主査、姫野主事、渋谷主事
会議資料	参考資料 コミュニティの認定状況及び特定事業助成金について 資料1 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会からの認定申請書一式 資料2 茅ヶ崎地区まちぢから協議会からの認定申請書一式
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	4名

### （会議の概要）

#### ○事務局（富田課長）

皆様、こんにちは。それでは、ただいまより平成29年度第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。私、市民自治推進課の富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第1項におきまして、「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」という規定がございます。このことから、以後の議事につきましては、名和田会長の進行でよろしくお願いいたします。

なお、本日は小田原市より地域コミュニティを所管していらっしゃる職員の皆様にもお越しいただいておりますことを、この場でご報告させていただきます。

また、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（永倉課長補佐）

皆様、こんにちは。それでは事務局より資料の説明をさせていただきます。配付資料といたしましては、事前にお送りさせていただきました次第、そして次に参考資料といたしまして、ホチキスどめのA4の2枚の資料「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について」という資料、そして茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準、その後に本日認定申請の対象となっております2地区の資料、資料1、資料2ということでまとめたものをご用意してございます。資料はお手元にありますか。それではよろしく願いいたします。

○名和田議長

今、配付資料の確認をしていただきましたけれども、事前を送られた資料の茅ヶ崎南地区の協議会の議事録の最後に署名がなかったということで、そのページだけ、その紙だけを差しかえるようにしております。

では、よろしいでしょうか。改めまして、こんにちは。私が議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

今日は、小田原市役所の方に来ていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

今、神奈川県内でもこういう協議会型のコミュニティの仕組みが動き始めていまして、県内の自治体がこういう形で交流をするのは非常にいいことだと思っております。

まず、議事に入ります前に、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則という市長が定めた規則でありまして、第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定してあります。本日は過半数の出席、7人おられまして、私も含めて5人出席していますので、成立しているということであります。以上ご報告いたします。

ご欠席は、大塚委員と三輪委員ですが、三輪委員は急遽ということで、ご家族が体調不良のため都合がつかなくなってしまったということでもあります。

それから、傍聴人は、小田原市の地域政策課の職員の方が4名見えておられます。また、後で来るという可能性もあるので、その際改めてご案内いたします。

それでは、本日の会議の議事録署名委員ですけれども、名簿順で回してありまして、前回は平井委員にお願いしたということでしたので、今回は高橋委員ということでよろしく願いします。よろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。

○名和田議長

それから、認定申請の審議に入ります前に、前回の平成29年8月4日に開催いたしました、第2回審議会で審議された内容の振り返りをさせていただきたいと思います。次第の2に報告事項というものがありますけれども、第2回審議会で調査審議をした答申結果及び、認定申請に対する市長の決定について、振り返ってご報告をお願いするということでもあります。

第2回審議会では、1地区、鶴嶺西地区のまちぢから協議会から市長に認定申請がありまして、これについて市長から諮問があったということでございます。我々としては、認定が適当であるという旨を市長に答申したという経緯です。付帯意見として、「自治会に加入している世帯以外に対しても積極的に情報発信を行うなど、住民の当事者意識を醸成していくことにより、さらなる自治の推進を図っていただきたい」ということを述べました。前回の結果に関連して、事務局からご説明をいただきたいと思います。ではお願いいたします。

○事務局（富田課長）

それでは、私より説明させていただきます。お手元の資料、右上に「平成30年1月30日参考資料」と四角で囲ってございます「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について」をご覧くださいと思います。

まず項番1、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について、この参考資料の10番、太枠の箇所でございますが、答申結果を踏まえまして、鶴嶺西地区まちぢから協議会を平成29年9月25日付で認定をいたしました。

続いて、特定事業助成金についてご説明申し上げます。項番2、認定コミュニティに対する特定事業助成金について、前回の第2回の審議会で報告いたしました特定事業は、めくっていただきまして2ページの8、小出地区の「小出 子どもの街宣言」発行事業までの事業、これにつきましては、前回までに皆様にご報告いたしました。その後、太線がされておりませんが、9番の湘南地区の「広報活動事業」、そして、10番の小出地区「お役立ち 小出地区マップ」、この発行事業の2件が提案されております。これにつきましては、審査会において名和田会長にもアドバイザーとしてご出席いただき、他市の事例等をご紹介いただくなど、貴重なアドバイスをいただいた中で、こちらの事業の認定をしたところでございます。

○名和田議長

今、参考資料に基づきましてご説明がありました。ありがとうございます。委員の方か

らご質問、ご意見がありましたらお願いします。

#### ○平井委員

この資料の松林地区が非常に子どもの教育というのに力を入れているようです。これは非常に結構なことなのですが、そのとき子どもの教育、例えば4番、中学生を集めて夕食会をやる、これはある意味いいとは思いますが、ただそれだけでやると、現在子どものいろいろ悩みとか、そういうのが非常に発生しているのです。だから、子どもと気安く、気楽に相談できる、相談窓口というのですか、それをつくる必要があると思うのです。ただ一緒に食事をするというだけでは、余りにも簡単過ぎると思います。だから相談窓口をぜひつくっていただきたいと思います。

#### ○事務局（富田課長）

ありがとうございます。この4番の中学生の学習支援と夕食支援事業につきまして、今ご意見をいただきました。これは地域の中で、地域の人材を活用して取り組みをさせていただいております。こういった取り組みの中で、少しずつ子どもたちが心を開いて、地域の方と触れ合うということも大事なことかなということ、現在取り組みを進めていただいております。より一層、子どもたちが来やすい環境を構築していただけるように、我々も支援をしていきたいと思っております。

#### ○名和田議長

今のご意見は、たしか去年ですか、かなりいい活動をされているのだけれども、ある意味専門性が高いので、専門性をどう確保できるのかとか、対応しているボランティアの方のスキルをどう確保していくかという問題提起が三輪先生からもあったと思うのです。平井委員からあったご意見も方法としては同趣旨ではないかと思っております。こうやって協議会が先進的な活動を始めると、その辺のところも今後課題になるかなと。単にこの松林地区だけの問題ではなくて、例えば浜須賀なども乳幼児サポートとか、結構保健師さんが関わってもおかしくないような事業をされていますけれども、こういった活動について、市役所なり専門機関なりがどういうふうにサポートできるかという、一般的な事業の仕組みのあり方なども今後の課題ではないかという議論をあのときしたかなと思っております。ほかにご質問、ご意見どうですか。

#### ○上原委員

第2回の時にいただいた、同じ助成金の交付状況の2番の「浜須賀まちのちから発行事業（継続）」と書いてあって、このときには21万1,410円なのです。今回は28万

9, 170円で、金額が変わっているのはどうしてかと。ほかは全部、前回報告を受けたままの金額なのですが、文章が同じのと、若干文章が変わっているのがあるのだけど、これの違いはどう違うのですか。

○事務局（富田課長）

こちらは継続事業ということで、実は昨年3月に審査会を開催して、当初は21万円ほどの金額で認定したところでございます。ところが、そのときの積算に誤りがありまして、事業としては8ページ分の事業をやるというのを認めたところでしたが、見積もりが4ページの見積もりだったということが、発覚いたしまして、明らかに見積もりの金額が誤っていたということで、追加で交付をして8ページの事業を全うしてもらおうという形になりまして、追加で金額を交付したというものでございます。それは審査会を経て、決定しました。

○名和田議長

よろしいですか。特定事業については、この審議会ではなくて、役所の中にある部長さんたちが集まっている審査会というものが、具体的な権限を持っています。そちらで処理されたということで、たまたま私はアドバイザーと称して、全部ではありませんけれども、時々出ていますので、今のご説明は私も記憶がありまして、間違いはないかと思えます。何がよくなかったのか、見積もりを業者のほうで8ページのものを4ページと勘違いして見積書を出してしまったと。

○上原委員

結局、見積もりの段階で支給が一旦出るということですね。

○事務局（富田課長）

はい、そういうことです。

○上原委員

結果的に、後で請求書が上がった段階で誤差が出た場合は、今言ったような適正な理由があった場合はここに出てくるという形ですね。

○事務局（富田課長）

そうです。

○名和田議長

ちなみにこの特定事業の審査会、役所の中で副市長をチーフにしてやっておられるのですけれども、かなり厳しいのです。部長さんの目でご覧になりますので、結構細かく、かつ厳しく見ておられます。私は一応地域コミュニティでこういう活動をしているのはとても貴重なことなのだという応援演説みたいなことをするのが常なのですけれども、かなり厳しく見ておられます。

ほかにいかがでしょうか。

○水島委員

これについて意見ということではないのですが、広報事業というのはそれぞれのまちぢから協議会全てで大体やっているようなイメージがあるのと、あとマップづくりというのも名称は変わりながら結構各地域でつくっているのが見受けられるのですが、なかなか全部は出てきていません。その辺のところというのは各まちぢから協議会では、どういうものがこういう助成になるという、情報は届いていると思うのですが、この辺の内容について代表の方とかに説明する、そういう機会というものはあるのでしょうか。

○事務局（富田課長）

毎月1回、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の定例会というのがございます。これは、従来ですと自治会連絡協議会と同じように、それぞれの13の地区から会長、副会長にお集まりいただいて、市から情報提供する場がございます。そちらの場を利用しまして、ほぼこれに似た形の資料を、変更があった場合に随時皆様にお伝えしているということはおしております。

○名和田議長

今の件は私も気にはなっていて、認定作業は、13地区中12地区、今日、無事に終わればなる状態になってきていて、今後は仕組みの検討とか、あるいは協議会が認定基準を満たし続けているかどうかの点検とか、そういうことに我々の任務も少し変わっていくのだと思います。そのときに、広報活動というのは、ベーシックなものだから特定事業というわけでもないのではないかという気もするのです。他方で、茅ヶ崎市の特定事業は割と珍しくて、毎年出される協議会もおられますけれども、今年を出したけど来年は出さないとか、別に特定事業に手を挙げなくても、協議会として活動していらっしゃるとか、そういうのもあって是が非でも特定事業のお金を取りに行くということにはなっていないのです。なぜなっていないのか、出発の段階で地域の方々の人と人との間のあうんの呼吸なのかなと思うのですが、比較的珍しいことだと思います。ただ広報事業というのは、割

とずっとやっていくだろうし、周知をするためにやっていくべきものではありませんよね。そういう意味では、特定事業ではなくて何か別枠なのではないかなというふうにも思うので、そういう仕組みのあり方について、今後議論が必要ではないかと私も感じているところです。

今のご意見、ご質問も含めて、この参考資料のことだけではなくて、一般に我々の委員会活動とか、協議会の認定コミュニティの仕組みについて、何かご質問とかご意見でも構いませんので、このほか報告事項の議題の中で何かありましたらお願いします。どうでしょう。

#### ○平井委員

これとは直接は関係ないのですが、我々が今までやってきたのは、いわゆるまちぢから協議会の認定作業だけと言ってもいいぐらいなのですね。だけど私が思いますのは、まちぢから協議会自体より、むしろその下部組織、部会ですね、部会のいわゆる地域コミュニティの具体的な活動、それをどういうふうに活発にしていくかというほうが重要だと思うのです。だから、今まで我々がやってきたのは認定だけみたいな感じですが、むしろこれからどういう計画を立てて、どういう部会を活動していくかということに力を入れていただきたいと思います。

#### ○事務局（富田課長）

よろしいでしょうか。先ほど名和田会長からのお話と、今、平井委員からのお話、ありがとうございます。まさにそのように思っておりまして、次回3月に予定している第4回では、そういったところを少し皆様に相談に乗っていただきながら、来年度以降もこの審議会がどういった視点で皆様にご議論をいただくかということ、また整理していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○名和田議長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろとご意見ありがとうございます。事務局のほうでこれを踏まえて生かしていただきたいと思っております。では、報告は以上といたしまして、議題に入りたいと思っております。

議題1「地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について」というところであり、事前に2地区、茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区から申請があったということになります。資料は各委員に送付されております。今回は茅ヶ崎南地区まちぢから協議会、茅ヶ崎地区まちぢから協議会の2地区の認定申請に対して、審議をするというのがこれからの議題であります。

これから事務局にご説明をいただきますけれども、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会と茅ヶ崎地区まちぢから協議会から提出された2地区の認定申請につきまして、これから審議するということでもあります。

○事務局（富田課長）

審議をしていただくに当たりまして、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づきまして、ただいまより市長にかわりまして部長より諮問をさせていただきます。

○総務部長

市長にかわりまして諮問させていただきます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会、会長名和田是彦様。茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について。地域社会の健全な発展に寄与するため、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例において、地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、一定の基準に適合するものは、市長の認定を受けることができることとされています。つきましては、同条例第2条第1項に規定する認定について、同条第8条第1項第1号の規定に基づき、諮問いたします。諮問する事案、（1）茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の認定の申請に対する処分、（2）茅ヶ崎地区まちぢから協議会の認定の申請に対する処分です。よろしく願いいたします。

○名和田議長

ただいま市長からの諮問書をお預かりいたしました。委員の皆様には事務局より諮問書の写しを配付していただきますので、それをご確認いただきますようお願いいたします。あと、資料を傍聴の方にも配ってください。毎度、処分についてという言葉に違和感があるかもしれません。これは行政用語なので、市民の権利義務についてのある種の決定を下すと、そういう意味です。

○事務局（富田課長）

名和田会長、よろしいでしょうか。ここで部長は次の公務がございますので退席させていただきます。

○名和田議長

ご苦労さまでした。資料は行き渡りましたでしょうか。では、改めまして議題1を進めさせていただきます。事務局より説明がありました諮問に対して、本審議会として調査審



議をし、その結果を答申するということとなります。

まずは、地区からの申請内容につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

#### ○事務局（姫野主事）

それでは、茅ヶ崎南地区を担当しております姫野と申します。本日はよろしくお願いたします。着座にてご説明させていただきます。失礼します。

まず、申請書の内容に入る前に、茅ヶ崎南地区の地域性についてご説明いたします。認定申請書の15ページに別図13（茅ヶ崎南地区）という地図がございます。ご覧いただきながらお話しさせていただきます。

茅ヶ崎南地区なのですが、位置としましては、茅ヶ崎駅の南側周辺に位置しております。地区に属する自治会は若松町幸、共恵中央、共恵東、共恵海岸通り、幸町、中海岸という6つの自治会が属しております。茅ヶ崎駅南側の玄関口として、昔から住んでいる方だけでなく、新たにこの地区で生活を始めた方、また観光客の出入口でもあり、駅から海岸まで市内でも有数の商店街が密集する地区となっています。

当地区は、かつて茅ヶ崎地区に属しておりましたが、以前からJR東海道線を中心に、南北で分かれて多くの活動を行ってきました。地域住民同士のつながりを強化し、地域コミュニティの活性化を図るために、海岸地区に以前属していた中海岸自治会と、先ほど申し上げました茅ヶ崎地区に属していた5自治会が再編成を行い、昨年3月より茅ヶ崎南地区が立ち上がりました。簡単ですが、地域性の説明は以上となります。

それでは、続いて認定申請に関する内容で、認定申請書と茅ヶ崎南地区の認定の審査基準確認表を見ながらご説明させていただきます。主には基準確認表を見ながらご説明しますのでお願いいたします。ページは18ページです。

#### ○名和田議長

ホチキスどめではないA3のものが確認表です。

#### ○事務局（姫野主事）

それでは、基準確認表のご説明をさせていただきます。まず一番上から、申請書に主として活動する区域が記載されているかについてですが、こちらは認定申請書の最初のページになりますが、「主として活動する区域」ということで記載されております。茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により、市長が別に定める茅ヶ崎南地区ということで、申請書に活動区域の記載があることを確認しております。

続いて下の段に参ります。申請団体の規約に主として活動する区域が規定されているか。こちらは認定申請書をめくっていただくと、その次に南地区の規約がございますので、ペ

ージとしましては3ページになります。3ページの規約第1条に市が定める区域内を協議会の活動区域とすると規定がありますので、こちらも確認しております。

続いて、規約に規定された主として活動する区域が市長の告示する区域と合致しているかということになりますが、ここで1点、申しわけありません、訂正がございます。確認資料の中で別図9と書いてあるのですが、本来は先ほどご覧になっていた13になりますので、基準確認表の確認資料のところを別図13ということで訂正をお願いいたします。

#### ○名和田議長

15ページの図のところで、これが別図13という修正です。ページは15ページです。

#### ○事務局（姫野主事）

続きまして、基準の適合状況になりますが、市長が告示する区域である審議会ファイル、先ほどご覧になっていた別図13と規約第1条における協議会の活動区域が合致していることを確認しております。

続いて（2）に移ります。申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会が規定されているかということで、こちらは規約の5条になります。同じく3ページになりますが、5条（1）に茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長が委員であるという規定がございます。

続いて下の段に参ります。申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会を構成員であることが明確であるかということで、こちらも基準の適合については、市長に届け出た自治会というのは、地区別単位自治会の名称のとおり6自治会ございます。名簿になりますが、名簿8ページになります。平成29年度茅ヶ崎南地区まちぢから協議会委員名簿の中で、6自治会の自治会の名称も記載されているのを確認しております。

続いて（3）に参ります。この申請団体の規約に構成員として、認定等における条例の施行規則に規定された団体が載っているかということで、こちらも確認します。主には、この基準確認表の中のひし形の3つ、黒く3つになっていますが、この3つのそれぞれのコミュニティがあるかどうかということになりますが、こちらは同じく認定申請書3ページの規約第5条（2）～（4）に規定がございます。主に名簿と照らし合わせますと、それぞれの社会福祉協議会、民生児童委員協議会、その他青少年育成推進協議会等の名簿が入っていることが確認できます。

続いて（3）の最後になりますが、申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるかとあります。こちらは、規約及び名

簿に記載されている団体名があるということを確認しております。

続いて（４）に参ります。申請団体の規約に、公募により選出された構成員について規定されているかというところで、こちらにもまた規約の第５条になりますが、（１３）のところに、公募により認められたものと規定があります。

続いて、その公募に対する調書の内容が適切かということで、認定申請書の中の１１ページをご覧ください。こちらが公募に関する調書になっております。こちらのほうもご説明させていただきます。現在の状況になりますが、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会は規約にそれぞれ規定してあるとおり、それぞれ総会及び運営委員会の議決をもって運営していくこととなっております。その中で委員によって構成されているのが２５名になります。現在、公募委員の方は２名選出されております。その状況も確認できております。選出の経緯といたしましては、茅ヶ崎市の広報ちがさき、また市公式ホームページに募集の案内を掲載するほか、地区内、自治会内での回覧等を用いて周知を図りました。募集期間は２カ月間とし、若干名の公募に対して２名の応募がありました。それぞれ応募者に対して、地区の役員の方が協議会の仕組みや現状、課題などについて説明及び意見交換を行った上でその趣旨に同意し、１１月１８日の運営委員会で公募委員になることが承認されました。

続いて（５）の申請団体の規約に、申請団体の事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているかということで、こちらは規約の第５条の先ほどの公募委員の規定、及び規約の２１条、こちらに部会の設置規定がありますので、ご覧いただければと思います。

続いて調書に移ります。全ての個人の参加に関する調書で、１３ページになります。それぞれ全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みということで、幾つか記載されていますが、主に「市民のつどい」という言葉があるのですが、こちらは市民集会のことを言っております。協議会主催で参加する方が、誰でも意見交換できる場を設けるように地域の方が取り組みを行いました。今後の取り組みについては、部会の活動に誰もが参加できるような体制を強化するというを目的に現在活動しております。

続いて（６）になります。申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。こちらは規約の第１０条第２項及び第３項に、過半数の出席、多数決といった内容が記載されております。

続いて、民主的な運営に関する調書の内容が適切かどうかということで、１２ページになります。こちらにも主には規約の内容、会議等について記載されております。こちらの茅ヶ崎南地区としては、まだ男女比率において男性の委員の方が多いので、今後男女比率を可能な限り等しくなるように努めるということになっております。今後の取り組みについても、ホームページ等を周知して広報活動に積極的にかかわっていくということを予定しております。

続いて（７）になります。申請団体の名称、目的などの活動する区域、所在地などの規

定が規約にあるかということで、規約の第3条、第1条、第2条と第9条にもそれぞれ事項の規定がありますので、ご確認ください。

最後（8）になりますが、この協議会が営利的活動、宗教的等の活動を行われなことが読み取れるかということで、こちらもそれぞれ規約の第4条に規定されているとおり、読み取ることができます。

以上となりますのでよろしくお願いいたします。

○名和田議長

ありがとうございました。今、事務局から資料とそれから基準確認表に基づきまして、ご説明をいただきました。事務局の説明によりますと、条例とそれに基づく規則となる要件を満たしているように報告をされたかと思いますが、これから審議してまいりたいと思います。どうぞ自由にまずは質問、あるいはご意見をよろしくお願いいたします。

○平井委員

公募委員が欠員になったときは再度公募をするのですか。

○事務局（姫野主事）

任期が終われば再度公募します。

○平井委員

そうではなくて、途中で欠員になったときは再度公募をするのですか。

○事務局（姫野主事）

はい。いなくなったら、そうなります。

○水島委員

よろしいですか。初めに予算のほうなのですが、茅ヶ崎地区と分かれてきているということですね。あと海岸地区もですね。そうすると、このあと審議される茅ヶ崎地区は旧茅ヶ崎地区からの解散に伴う寄附金というものが、記載されているのですが、茅ヶ崎南地区というのは、予算というのはこの補助金のみなのかなという印象を持ちました。ほかのまちから協議会先導でやったものも補助金を中心に予算書を組まれて提出されている例もあるので、パターンをどちらか整理をしておいたほうがいいのかという印象を持ちました。

それから、もう一つ、3ページの委員のところ、第22条第2項に規定する部会長と

いうのは委員に入ることになっているのですが、第22条を見ますと、改めて部会員は、茅ヶ崎南地区に在住、在勤、在学の者とするということで、別途何か選ぶことも可能なように読めるような気もするのですが、そうするとまだ枠として35までの枠がありますので、そういうものは具体的にスタートしてきたら、こういう委員のところ入ってくるというイメージで見てよろしいのですか。

○事務局（姫野主事）

はい、そのとおりです。最初にまず部会のほうからお答えしてもよろしいですか。こちらの5条の11の記載になりますが、茅ヶ崎南地区の部会長が全員名簿に記載されている委員になりまして、その関係であえて部会長という記載をしていないというのが現状となります。

○水島委員

わかりました。

○事務局（姫野主事）

もう1点の予算の関係になりますが、茅ヶ崎地区のように茅ヶ崎南地区も旧茅ヶ崎地区の予算を引き継いでいるのですが、まちぢから協議会とは別の会計で使っている関係でこちらにはあえて記載はしなかったということで、また今度の年度末の報告の際には、よりシンプルなものといえますか、もっと細かい内容で報告ができるように努めます。

○事務局（永倉課長補佐）

茅ヶ崎南地区につきましては、もともと茅ヶ崎地区にあった自治会に加えて、海岸地区にあった中海岸が入っている関係で、現状では今までの自治会連合会の解散したお金というのは、あくまで自治会長の集まりとして、別組織のようなものを持っていると聞いています。そこがまちぢからと乗り入れということが起こっているのであれば、恐らく解散のときの分担金ですとか、あとは毎年毎年各自治会から自治会員から分担金というものを1世帯幾らということで取っておりますので、そういったものが南地区では入れていませんので、それは地区によって変わってくると思います。

○水島委員

9番のお金は自治会のほうのお金なので、新しい自治会が引き継いだのか、まちぢから協議会に入ったかの違いがあるということですね。

○事務局（永倉課長補佐）  
そうです。

○水島委員  
わかりました。

○名和田議長  
どうぞ、平井委員。

○平井委員  
この部会の活動計画はこれから出てくるのですか。今年出てきますね。

○事務局（姫野主事）  
今後、次年度以降計画は立てると。

○平井委員  
出てきますね。

○事務局（姫野主事）  
はい。

○名和田議長  
一応9ページに事業等の計画というのがありますが、収支予算の中には事業費が含まれていなくて、市からの協議会の運営補助についての収支予算書になっていて、それが先ほどの質問につながったかなと思うのですけれども、一応この組織運営以外にも事業を多少やっていたらいいということではないですか。

○事務局（姫野主事）  
はい。

○名和田議長  
はい、どうぞ。

○高橋委員

1点目の協議会委員名簿の中で、12番の中海岸少年野球団、こちらが現状、団体との調整中というような記載がありますけれども、これは、ここが入ることは確定していて、ただ代表者の方が決まっていないという形で、そもそもこの中に入るといって自体でもめているという言い方はあれですけども、調整中という話なのですが、それはいずれなのでしょうか。

○事務局（姫野主事）

こちらにつきましては、少年野球団に団体としてこちらに属していただくお話しをしまして、まだ団体のほうからどなたを代表者にして出していただくのかというのはいただいていなくて、斜線を引かせていただきました。

○高橋委員

団体として、こちらが加入することは確実と。あとは人として誰が出るかということなのでですね。

○事務局（姫野主事）

はい。そうです。

○高橋委員

わかりました。

○名和田議長

多分、条例上は中海岸少年野球団が、メンバーではなくなっても支障はない、ソフトな言い方をするとそこそこ入っていればいいということだと思います。

○高橋委員

そうですね、こちらはサッカーチームも入っていて、野球チームも地域のスポーツ、しかもこれは青少年に関するということで、そういった団体様が入るといったことはないと思うのです。こういった形で調整中となると、ただ、入るといって何かトラブルがというようなことかなと思ったのですけれども、そこはそうではなくて、あくまでも人として誰が来るかというだけの話で、いずれこれは入るだろうということによろしいですか。

○事務局（姫野主事）

はい。

○高橋委員

結構です。

○名和田議長

ほかにいかがですか。この茅ヶ崎地区が、茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区に分かれるというのは、去年ご報告いただいたのですけれども、多分その民間側というか、地域側のそういう動きに合わせて市長のほうも規則を変えられて、だからこれはいかにも市が活動区域を指定しているように見えるけれども、実際には地域の側が決めたことを市長が追認して、規則を改正しているのですよね。でも協議会自体は存在していて、活動もされているのですが、このたびこの条例上の仕組みの中で活動されたいということで、認定を申請されたということでもあります。

○上原委員

ここの地域というのは東西に長いじゃないですか。それでここの南側については、店舗とか事業所とかが多いかと思うのですけれども、その場合在勤、在住、本来まちぢから協議会の原則的な考え方としては、住まいが原則で、災害時とか何かあったときに連携するような形になっているかと思うのです。事業所になっている場合、住まいでなっている人と、事業所とか店舗としてなっている割合というのは、ほかのまちぢから協議会のバランス的にどうなのですか。その点は結構特色があるのですか。別にその点は気にせず大丈夫なのでしょうか。

○事務局（富田課長）

店舗だけあって実はお住まいは他地域という方も小さい店舗だと多いのかと思います。どちらでもいらっしゃる時には、それぞれの地域の方でも防災の助け合いとかにも加わっていただくこともあろうかと思えますし、いろんな場面での連携の仕方があると思うので、そこについては市としてはこうでなければいけないというような考え方は特には持っていませんし、地域のほうにも伝えています。

○名和田議長

茅ヶ崎南地区の協議会の規約によると、第22条で部会委員として活動できる、協議会の当事者になれる人は、在住者に加えて在勤・在学者という、これは事業者も在勤ということで、なるべく裾野を広げるようにされているのですが、この考え方というのは、多分茅ヶ崎南地区だけではなくて、ほかの協議会も一緒ですよ。在住者だけではなくて、地



域でかかわっていける方はどんどん入ってきていただきたいという考え方になっていると思います。

○平井委員

もう一つ、この地区に外国人はいらっしゃるのですか。

○事務局（竹井担当主査）

いらっしゃいます。

○名和田議長

では、その人も当然望めば部会に来て活動できるということですね。

○事務局（竹井担当主査）

はい。

○名和田議長

では、よろしければ結論を出したいと思いますが、今までの議論等を拝聴する限り、茅ヶ崎南地区のまちぢから協議会については、認定するということが妥当であるという結論になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○名和田議長

別途に付帯意見などはありますか。今伺った限りでは、こういうことを強く言っておいてほしいとか、そういうことはないように思いましたけれども、特に付帯意見をつけなくてよろしいでしょうか。

では、認定が適当であるという答申を市長に申し上げるということを、この審議会の結論としたいと思います。

今の結果につきまして、後ほど事務局で答申書としてまとめていただいて、市長に提出するということにしたいと思います。最終的な答申書の内容については、会長、副会長に一任というか、今言ったとおりなのですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○名和田議長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

以上で茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の審議を終了いたします。引き続きまして、茅ヶ崎地区まちぢから協議会の審議に移りたいと思います。では事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（渋谷主事）

茅ヶ崎地区を担当しております渋谷と申します。では、茅ヶ崎地区の内容についてご説明いたします。着座にてご説明いたします。

最初に同じく茅ヶ崎地区の地域の特徴についてご説明いたします。認定申請書の中の15ページに茅ヶ崎地区の地図がございますので、ご覧ください。茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎駅の北側に広がる地域でして、平成29年の3月に東海道線の南側が茅ヶ崎南地区として分離いたしまして、北側のみの地区で再スタートを切りました。この茅ヶ崎駅周辺には商店が多く立地しており、1日を通じてにぎわう地域でございます。また、地区内にはマンションも多く立地しており、茅ヶ崎地区まちぢから協議会の構成にもその特徴があらわれております。参画している19自治会のうち、10自治会がマンション自治会です。また、商店会の代表もまちぢから協議会に参画しております。また、地区内の地域集会施設としては、茅ヶ崎地区コミュニティセンターがあり、そちらを拠点に本協議会は活動いたしております。

では認定申請の説明、本題に入ります。A3のページ番号でいいますと18番、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表をお開きください。こちらに沿って上からご説明をいたします。内容につきましては、重要な部分のみをご説明いたします。その他の部分につきましては、かいつまみますのでご承知ください。では（1）、上から参ります。申請書に、主として活動する区域が記載されているか。こちらは申請書に活動区域の記載がございます。1つ下へ行きます。申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。こちらは、規約1条に区域内の活動区域とする規定がございます。（1）の3番目へ参ります。規約に規定された主として活動する区域が市長の告示する区域と合致しているか。こちらについても、審議会ファイル、皆様がお持ちの別図1と規約1条における活動区域が合致しております。

次、（2）の上へ参ります。申請団体の規約に、構成員として全ての自治会が規定されているか。こちらは規約5条に、地区内に所在地を有する自治会長が委員であるという規定がございます。（2）の下段へ参ります。申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類に全ての自治会が構成員であることが明確であるか。こちらは、18ページの名簿に全ての自治会員が記載されています。

(3)へ参ります。申請団体の規約に、条例施行規則に規定された団体が規定されているか。こちらについては規約の5条(2)～(4)に、こちらの審査確認表に記載のとおり規定がございます。(3)の下段へ参ります。申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。こちらは8ページでございます委員名簿を見ていただくと、規約5条の(2)～(4)の規定に該当するものが全て記載されております。

次に(4)へ参ります。規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。こちらは、規約第5条(12)に規定がございます。(4)の下段へ参ります。重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容は適切か。こちらにつきましては、申請書の11ページをご覧ください。11ページの上の(1)現在の状況から説明します。重要事項の決定は規約にて「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うこととしています。この「総会」及び「運営委員会」は委員によって構成されており、現在委員は35名で構成されております。そのうち、公募委員については1月現在5名となっております。

真ん中(2)選出の経緯です。広報ちがさき、市の公式ホームページに募集の案内を掲載、また地区内の自治会での回覧や茅ヶ崎地区コミュニティセンターでの配架等を行って周知を図りました。募集期間はこちらのとおり11月1日から11月30日までの1カ月間とし、募集人数若干名に対して5名の応募がございました。応募者に対し役員から協議会の仕組みや現状、課題などについて説明や意見交換を行った上で、その趣旨に同意したことを確認し、12月16日の運営委員会で公募委員となることが承認されました。

一番下の(3)今後の取り組み予定です。公募委員の任期は規約によって2年とすると規定されておりますが、同じく規約によって、今回選ばれた公募委員の任期は平成30年度の総会で満了することになっております。ただ、まだ期間として全く短い期間で終わってしまいますので、こちらにつきましては、ここからさらに2年後の総会まで任期を延長するという事で次の総会に諮る予定です。

では、審査基準確認表に戻りまして、(5)に参ります。申請団体の規約に、申請団体の活動または事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。こちらは規約第5条(12)により、公募により認められた者が委員となるという規定がございます。また、規約第21条の(2)に部会の設置に関する規定もがございます。そして(5)の下段へ参ります。全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。こちらは申請書の12ページをご覧ください。12ページの上のほう、(1)認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組みです。茅ヶ崎地区の全ての個人がこの活動に参加するためには、まず協議会の存在と活動を知ってもらうことが重要と考え、広報紙の発行をいたしました。また、茅ヶ崎地区の全ての個人が参加できる事業としては、市民集会と防災訓練を実施しております。特に市民集会では、当日参加した誰もが意見交換できる時間

を設けまして、活発な議論が行われました。下段の（２）今後の取り組み予定です。今後は新たな部会の設置を検討しております。まずは来年度、防災訓練の企画・実施を中心に防災面での活動を行う部会の設置を検討しております。現在は準備期間の段階でございます。そしてまた広報活動についても、こちらに記載のとおり充実させていく予定でございます。

では、審査基準確認表に戻りまして、（６）をご覧ください。申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。こちらは規約１０条に過半数の出席、多数決という意味決定の方法が規定されています。（６）の下段、民主的な運営に関する調書の内容が適切か。こちらは申請書１３ページをご覧ください。一番上の（１）現在の状況からお伝えします。当協議会規約で、会議、総会、役員会及び運営委員会を位置づけ、これらの会議は過半数の出席で成立します。会議の議事は過半数により決する旨を規定しており、民主的な運営に努めています。重要事項の決定は、委員が議決権を持ち、また、この委員には多様な団体の代表が参加できるように規定しています。そして今回、公募委員の募集に対しまして５名の応募がありました。若干名の募集でしたが５名の応募、そこで当協議会はその全員を採用しまして、協議会の趣旨に合意された方については可能な限り、公募委員として採用する方針でございます。また今後、男女比についても可能な限り等しくなるように努めます。

（２）の今後の取り組みについて、今後につきましては、部会の設置に向けて動いていく予定でございます。部会の設置に伴いまして、まず部会長を５条の改正によって委員として位置づける予定です。こちらの中で部会長は、部会の設置要綱により、部会員の中から互選で決定する予定ですが、部会には地区内の誰もが参加できるようにする予定です。同じように部会関連で、第１０条の改正で部会を会議に追加、また２１条の改正で運営委員会の議決事項に部会等が協議した事業に関する事項を追加する予定です。

では、審査基準確認表に戻りまして、（７）をご覧ください。申請団体に関する区域、事務所の所在地等が規定されているか。こちらについては規約の３条、１条、２条、９条、１０条にそれぞれ記載がございます。

一番下、（８）をご覧ください。申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動等が行われないことが読み取れるか。規約４条に行われないことが読み取れる内容として書いております。（８）についても、以下一式の中からこれらの事業が行われないことが読み取れると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○名和田議長

ありがとうございました。以上、事務局から説明がありました。では、茅ヶ崎南地区と同様、茅ヶ崎地区につきましても、ご自由にご質問、ご意見等お願いします。いかがでし

ようか。

#### ○水島委員

細かいことで恐縮です。規約から言います。第10条の会議というところで、ここで部会の中に規定があるのですが、部会が入らないのかというのが1点目です。

2つ目、顧問を置くことができるということになっていますが、第14条で専任解任のところは特に顧問については書く必要はないのかということです。

それから3点目、第21条。本当に細かいことで恐縮なのですが、3号のところには本会という言葉が出てくるのですが、このまちぢから協議会は協議会という言葉を使うとなっているのですが、本会という言葉でいいのかなと、ご専門の先生のいるところでお恥ずかしい質問ですが、そんなところを感じました。

あと1点だけ、防災に関することは結構この地域、力が入っているかなと思うのです。訓練だけではなくて、研修に行くなど。ところが委員さんには、防災リーダーとかは割とほかのまちぢから協議会の中のメンバーに入っていることが多いのですが、この地域では特にそういうような話題というのは出てこなかったですか。

#### ○事務所（渋谷主事）

ありがとうございます。では、順番にお答えいたします。まず第10条の会議の中に部会が入らないのかということですが、そちらについては、地域で今、改正案を検討しております。地域で総会、役員会、運営委員会及び部会とするということで、改正案を検討しております。そちらの案については、運営委員会も通っておりますので、そちらは変更される予定でございます。

#### ○名和田議長

先ほどのご説明のニュアンスだと、まだ部会がないのか、できてから入れたいということでしょうか。

#### ○事務局（渋谷主事）

そうです。

#### ○水島委員

21条にも部会のことが書いてあったので、これから立ち上げると言いながらも、立ち上げても使える規約にしているのか、今委員長がおっしゃられたようにどちらかに統一したほうがいいのかという気がします。これからつくるのであれば、前のほうはなしで後

るも必要はないのかなど。20条はもう入っていますよね。

○事務局（永倉課長補佐）

もともとこちらの茅ヶ崎地区として、先ほどの南地区と一緒に活動していた期間がございまして、そのときに部会というものを3つほどつくった経過があります。ただそのときには、もちろん部会の規定も入っていて、その部会に委員全員が所属するような形となっていました。執行部のメンバーが変わり、部会のあり方というのが、本当に必要が生じたときに設置できるようにしようよという思いがあったので、現状の規約のように改定した経過がございまして。そういったことで部会は設置できるような準備だけはしておこうというものの規約に今なっているので、部会の会議に位置づけはしていません。ただ、ここで先ほど説明もございましたけれども、防災部会をつくろうということで、準備の話し合いを進めておりまして、その中でやはり部会を会議に位置づけないといけないということは確認もとれておりますので、来年度の総会で改正を考えているということをお聞きしております。

○名和田議長

ではどうぞ、説明を続けてください。

○事務局（渋谷主事）

防災リーダーの方がこの中に入っていないということで、そちらについては今……

○水島委員

いないということではなくて、理論とかそういうこと、委員の構成を考えるときに話題に出てこなかったのかなという質問です。

○事務局（渋谷主事）

現段階で委員の構成としては、防災リーダーについては、入っていません。ただ、防災リーダーの方が、特に防災の活動で大事だというのは地域でも考えておりまして、防災部会の準備会を今発足させるところなのですが、そちらで各自治会長から、主に防災リーダーの人を推薦していただいて、そのメンバーを確保して防災部会を今、準備会として立ち上げている段階に入っています。

○水島委員

わかりました。

○事務局（永倉課長補佐）

一応第6条では確かに、顧問については総会で承認を得た者となっておりますので、その総会の招集事項が抜けておりますので、それについては地区にそのことをお伝えして、先ほどの改正のタイミングで入れられればと思います。

○水島委員

総会で承認を得た者となっておりますが。

○事務局（永倉課長補佐）

はい、そうです。先ほどの21条の本会というところも、恐らく「本協議会」というような形になります。

○水島委員

細かいことで、すみません。

○名和田議員

本会については、第1条で「以下「協議会」」と書いてあるので、協議会と書くのが正しいのだろうと思います。

○事務局（永倉課長補佐）

ありがとうございます。

○名和田議長

顧問の問題ですけれども、顧問は何というか、解任とかになじまない感じなのではないのかなと。というのは、私も自分の属している学会でそういう顧問というものを置いているものですから、求めに応じて会議に出てきてもらうという、そういうふうになりますので。だから解任したいような人だったら呼ばなければいいということで、顧問というのは地域の大事な人で、活動を知る、退かれても時々相談に乗ってほしいというような意味合いなので、解任というのはなじまない地域でもお考えになったのではないかなという気はいたします。

○水島委員

そこはお任せします。

○名和田議長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○平井委員

この公募委員がこの地区は特に多いですね。何か特別な理由があるのですか。

それともう一つは、新しい部会をつくるときは、どのようにつくるのですか。総会で議論するとかいろいろありますよね。どのようにして部会をつくるのですか。

○事務局（渋谷主事）

まず、公募委員の5名の多さということで、その理由ですが、それはまちちから協議会の趣旨として、地域の誰でもが参加できる場所として、その意見を取り入れていきたいという強い地域の思いを酌みまして、その中で極力、政治的な活動であったり、営利的な活動であったり、そういうものに差し障る方でなければ、協議会の一員としてぜひ入ってもらいたいという地域の思いがありましたので、かなり門戸を広げて選考を行ったと。その結果、5名全員が委員として入っております。

○平井委員

では、まだ増える可能性があるわけですね。

○事務局（渋谷主事）

可能性としてはございます。ただ、規約上は40名というところを頭で設定しているのと、今後部会長がそれぞれ入ってくるということも考えますので、大幅に増えるということはないかと思えます。

もう1点が、部会の設立の流れ、予定についてお伝えいたします。現在、防災部会も準備会のほうでこれから、防災部会の設置要綱を検討しております。部会長の任期ですとか、部会の中の構成ですとかを検討しています。そちらを案として出した後に、それを運営委員会に諮りまして、可決されます。そうすると、部会の設置要綱なり、そのタイミングには規約の改正も終わっていると思いますので、部会の設置要綱によって部会の中の構成が固まり、部会長が選ばれ、その部会長が運営委員会の委員として協議会の中に入っていくと、そういうイメージであります。

○平井委員

それは総会で認定するのですか。部会としてですか。



○事務局（渋谷主事）

部会としては運営委員会で予定しています。部会の設置は運営委員会のほうで。

○平井委員

それは総会では認めるのでしょ。総会で認定したということ認めるのでしょ。

○事務局（渋谷主事）

部会が設置されるかどうかということは、運営委員会で判断します。

○平井委員

総会では諮らないのですか。

○名和田議長

第21条に運営委員会の権限というものがあって、ただ、総会と運営委員会とメンバーは一緒ですよ。

○事務局（渋谷主事）

そうです。実際メンバーは一緒です。

○名和田議長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋委員

こちらは、マンションも含めてかなり大規模な、特に自治会としての数もかなり大きいところだと思うのですが、総会の議事録上、委員の出席者人数が24名というところで、ちょうど立ち上がりで近いところの話でいうと、ほかのところはほとんど全員出席をしているということも結構多かったのかなという記憶があるのです。大きな主力の方たちが南の協議会のほうに行ったというお話もありましたけれども、運営的なところで別段それで支障が生じているだとか、そういうような事情は特には大丈夫なのでしょうか。これだけの大所帯、南地区が抜けたとはいっても、自治会数もかなり多いですし、公募委員も多いですし、現状35人ということではありますけれども、運営状況としてちょっとどうなのかなと思わなくもなかったもので、その点はいかがですか。

○事務局（渋谷主事）

人数が、構成する委員が多いというところですが、毎回の総会に限らず、運営委員会の出席率は大体8割から7割程度です。やはり課題として、一部マンション自治会の会長で出席回数が少ない方がいらっしゃるというのは一部いらっしゃいます。そちらの方々にどうやってこちらの会議に出ていただくかというのが今後の課題と認識しております。

○高橋委員

前にやはりマンション自治会の方が多いい地区で同じような議論があったと思うのですが、そのあたりの方たちが、年齢層も若くて、どうしても会長の当て職みたいな形で来られるというような、要するにまちぢから協議会は難しいというところがあると思うのです。けれどもその居住者、世帯数というのはかなり大きなものになるかと思しますので、そのあたりはまちぢから協議会の力を貸していただきたいというところの周知、広報活動はぜひお願いしたいと思っております。

○事務局（渋谷主事）

ありがとうございます。

○名和田議長

規約上は、運営委員は自治会長となっています。

○高橋委員

だから当て職になってしまっているのです。

○名和田会長

副会長とかがなれないのでしょうか。市の考え方としては、自治会を代表して来られる方であれば、会長でなくても構わないというお考えではないのですか。やっぱり現役で働いていらっしゃる方が自治会長をされるというケースはもちろんたくさんありますし、大事なことだと思いますし、他方で、こういう協議会の会議はどこかの時間帯でやらなければいけなくて、その時間帯が必ずしも全ての住民にとって都合のよい時間帯ではないかもしれないので、会長そのものが出てこなければならぬというのは何とかならないかなという気がします。そういうご議論のある地区はありますか。会長ではなくて、自治会員にして、副会長でも事務局でも会計でもいい。

○事務局（富田課長）

規約上は代表が多いです。すなわち代表イコール自治会長というのが一般的な形で委員登録をしていただいています。ただ、来られない場合は代理の方が来て、そこをつないでもらうというような地域もあります。

○水島委員

昨年、どこかのまちちから協議会の際に同じ話が出なかったでしたか。自治会の代表としておいたほうが緩やかなのではないかなと。

○事務局（竹井担当主査）

茅ヶ崎地区も先ほど申し上げたように、出席できない人がいるのですけれども、最低限資料等は議事録も含めてその委員さんにはお渡ししていますので、情報の共有という部分では最低限果たしているのかなという認識ではおります。

○名和田議長

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○平井委員

12条に総会は年度当初に開催すると書いてありますけれども、定期はこれ1回だけですか。

○事務局（渋谷主事）

そうですね、定期総会は年に1回です。

○名和田議長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そろそろ結論を出してもよろしいでしょうか。今のご議論を聞く限りは、認定が適当であるという結論になろうかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○名和田議長

特に付帯意見というのは余り出なかったような気がしますけれども、何か気になることで意見をつけておきたいというのはありますでしょうか。

○平井委員

先ほども出ましたけれども、部会をどうするかということは決めてもらいたいです。

○名和田議長

部会はまだ準備をしているのですよね。

○事務局（渋谷主事）

はい。準備会としても準備段階には入っていますので。

○平井委員

そうですか。

○名和田議長

そのあたり大丈夫ですか。では、認定を適当とするという答申を市長に申し上げるということにしたいと思います。これもまた最終的な答申書につきましては、私と副会長が点検をしていきたいと思いますので、ご一任いただきたいと思います。

（「はい」の声あり）

○名和田議長

ありがとうございました。では、以上で茅ヶ崎地区の審議が終わりました。これにより、今日予定した議題（１）は終わり、次に議題（２）その他に移ります。

その他として、各委員から改めて何か全体を通してのご意見とか、その他連絡をされたい事項とかありますでしょうか。

○平井委員

今後、どのようにして認定といいますか、委員会を運営していくか、その方針がもし分かっていたら教えてください。

○名和田議長

認定業務も大分終わりましたので、今後この審議会がどうなるのかということですね。

○事務局（富田課長）

後ほどまたご説明はしますが、３月に審議会を開催したいと思います。これは、冒頭で

もお話をさせていただきましたとおり、認定作業についてはあと残り1地区、30年度中に認定は難しいかもしれません。まだじっくりと議論している最中です。そういった意味では、何をという話も冒頭にありましたが、やはり今後、この制度をよりよくしていくために支援のあり方であるとか、地域を応援するにはとか、そんな視点をまた皆様と一緒にこれからご議論いただくことになろうかと思うのですが、それにつきまして、この年度内にあと1回の中で、我々から皆様にご提案させていただきながら、来年度以降につなげていきたいと考えております。

○名和田議長

あとは、茅ヶ崎市のお考えですと、各認定されたコミュニティが認定要件を満たし続けているかどうかの点検もしていきたいという、その中で、もちろん認定そのものというよりは、活動内容についてもご助言を委員の皆様からいただければということだと思いますが、そういう業務もあると伺っております。

ほかに委員のほうから全体を通して何かありますでしょうか。

○上原委員

あと、もう一つは湘北地区ですか。

○事務局（富田課長）

湘北地区です。進捗を申し上げますと、自治会の連合会の方とは何度か意見交換をさせていただいて、今までも自治会を対象とした意見交換が多かったのですが、今後はいわゆる各種団体、地区の社会福祉協議会であるとか、青少年育成推進協議会、そういった団体の方へもう少しアプローチをしていこうということ、自治会連合会の理事会の中で確認がとれたところです。年度内にはそこまで進めて、設立準備会の一步手前の勉強会を定期的にやっっていこうというところの再確認をしていく形になろうかと思っております。

○名和田議長

なかなか難しいなという雰囲気でしたが、行政として頑張ってアタックされているようで、なかなか頼もしいなと思います。

あとはいかがでしょうか。最後お聞きになりたいこと、よろしいですか。それでは、事務局のほうから先ほど一部ご説明がありましたが、今後の日程等につきまして、ご連絡をお願いします。

○事務局（富田課長）

それでは、第4回、最後でございます。次回は3月30日金曜日、年度末でございますが、いろんな日程の中で予定しておりますことを予告だけさせていただきます。午後1時半からの予定というか、そこまで固めてしまっているのですけれども。

○名和田議長

皆さんのご都合が悪くて成立しないようだったら、また考えます。

○事務局（富田課長）

現段階でもしわかれば、どうですか。上原委員はいかがですか。

○上原委員

ぎりぎりかなと思って。大丈夫です。何とかします。

○名和田議長

水島委員はいかがでしょうか。

○水島委員

30日は予定が入っているのですが、改めて確認して、ご連絡いたします。

○事務局（富田課長）

時間はまた、余りにも皆様のご都合がとなれば、成立要件に満たないような人数ではできませんので、再度改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

そこで何をするかというのは、先ほど来お話に出ていますとおり、次回のその次ですね、5月に開催予定の審議会の内容、それは前年度の各地区の認定基準への適合の確認、またさまざまな活動、認定事業の活動事項について、どのように評価していくかというのを皆様と1回お話し合いを持ちたいと考えております。これにつきましては、これまでも皆様からいろいろとご意見いただいていることを踏まえた中で、我々のほうで1回整理をしたものを改めて皆様にご提示したいと考えております。

また、この審議会の委員の皆様におかれましては、28年5月19日に最初の委嘱をさせていただいて、この5月で2年を迎える形になり、一応任期が終わる予定になっております。5月の審議会につきましては、現委員の皆様で5月18日までに1回会議を行います。これは、繰り返しますが、29年度の各地区の取り組みの確認を皆様と一緒に、これは今年度ですと6月に、長時間になったのですけれども、各地区の取り組みをがつつり皆様といろいろとやったと思います。あの時間の配分でやると半日で多分終わらないので、

そのやり方についてもまた3月、皆様と調整させていただきたいと思っております。

また今、公募委員として平井委員と、本日は欠席の大塚委員でございますが、2年任期ということで、改めてここで公募委員の募集を開始します。2月1日から1カ月間の応募期間で、公募委員の募集も始まりますことを皆様にお伝えしたいと思います。こちらからは以上でございます。

○名和田議長

今、幾つかご説明がありましたが、ご質問等はよろしいですか、次回の審議会につきまして、もし皆様のご都合が余りにも悪ければ、また調整ということになるかと思いますが、一応今のところ3月30日の午後に予定していますということです。

では以上をもちまして、議題は全て終了しましたので、本日の審議会は終了とさせていただきます。どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 高橋 慶